

青森市保育の実施に関する条例を廃止する条例案について

1 制定理由

本条例は、これまで児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、「保育に欠ける」事由を規定していたところであるが、平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においては、児童福祉法第24条第1項が改正され、現行の「保育に欠ける」事由を条例で規定する必要がなくなり、新制度における「保育の必要性」の事由が内閣府令で示されたことから、本条例を廃止するものである。

2 条例案の内容

青森市保育の実施に関する条例を廃止する。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成27年4月1日予定）

青森市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

青森市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十六年 月 日提出

青森市長 鹿内 博

青森市保育の実施に関する条例を廃止する条例

青森市保育の実施に関する条例 平成十七年青森市条例第二百二十五号)は、廃止する。

附 則

施行期日)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律  
による児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施に関し所要の整理をするため、提案するものである。

○青森市保育の実施に関する条例

平成十七年四月一日  
条例第二百二十五号

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第一項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第二条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 居宅外で労働することを常態としていること。
- 二 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- 三 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 四 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 五 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- 六 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 七 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(申込手続等)

第三条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。